

この研究協力依頼状および調査票は、あなたの所属する患者団体から郵送させていただきます。国立障害者リハビリテーションセンターでは、あなたの氏名・住所等の個人情報は一切把握しておりません。

みなさまへ

平成28年4月より障害者差別解消法が施行され、社会的障壁の除去を必要とする障害者のため、合理的配慮がされなければならないと規定され、今後みなさまにとって有効な合理的配慮のあり方を検討することが重要になります。そこで、厚生労働科学研究「難病のある人に対する就労支援における合理的配慮を推進するための研究」を開始致しました。障害福祉制度利用について近年整備された難病においては、他の障害に比べ、就労支援において必要な合理的配慮に関する調査はほとんど行われていません。そこで難病当事者の方を対象に、利用実態およびニーズについて調査したいと考え、調査へのご協力をお願いする次第です。みなさま方への調査結果に基づき、必要な対策を提言します。なお就労系福祉サービスについての簡単なご紹介を別紙にまとめましたので、ご参照下さい。

調査の対象は、H29年4月1日に障害者総合支援法対象の難病358疾患（H30年度より359）の診断を受けている15～65歳の方です。この研究の趣旨をご理解いただき、ご協力いただける方は調査票にご記入の上、同封の返信用封筒にて、平成30年10月31日までにご投函ください。切手は不要です。

ご返送をもって研究参加への同意とさせていただきます。また返送しない（同意しない）ことで不利益は生じません。調査票は無記名のため個人が特定されることはなく、調査結果を学会や書面で公表する場合は、割合や合計などの数値で示します。

なお本研究は、国立障害者リハビリテーションセンター倫理審査委員会の承認を受けております。

「難病のある人に対する就労支援における合理的配慮を推進するための研究」研究班

研究代表者 深津玲子（国立障害者リハビリテーションセンター 学院長、 病院 神経内科医師）

<<本調査に対するお問い合わせ先>>

国立障害者リハビリテーションセンター 学院

〒359-8555 埼玉県所沢市並木4丁目1番地

メール：nanbyo@rehab.go.jp

(Tel:04-2995-3100 内線2601)

担当：深津・亀澤

個人情報に関する苦情の申し立て先

国立障害者リハビリテーションセンター 企画・情報部

企画課長 西村陽子 04-2995-3100 内線2140

メール：kikakurinri@rehab.go.jp

